

1. 調査の概要

1. 実施概要

(1) 調査目的

この調査は、大東市における人権問題に関する市民啓発の効果的な推進を図り市民意識を高めるために、人権に関する市民の意識の状況を調査・分析することを目的とした。

(2) 調査時期

1995年(平成7年)10～11月

(3) 調査方法

郵送配布・郵送回収法

(4) 調査対象

大東市民 満16歳以上の男女

(5) 標本数

2500人

(6) 標本抽出法

住民基本台帳及び外国人登録原票から無作為抽出

(7) 組織

調査にあたっては、庁内に設置する人権啓発推進本部を実施主体とした。また、調査の実施・分析の充実に図るため、学識経験者からなる「調査懇談会」を設置し、指導、助言を得た。

調査懇談会メンバー(順不同)

八木	晃介	(花園大学教授)
横須賀	俊司	(南大阪社会福祉専門学校専任講師) (関西学院大学非常勤講師)
畑	律江	(毎日新聞社学芸部記者)
李	福美	(KMJ研究センター)

(8) 委託機関

日本統計調査株式会社

(9) 日 程

1995年(平成7年)	8月11日	第1回懇談会
	8月17日	第2回懇談会
	10月20日	調査票発送
	10月27日	第1回協力御礼状兼督促ハガキ発送
	11月2日	第2回協力御礼状兼督促ハガキ発送
1996年(平成8年)	11月6日	回収締め切り
	12月15日	第3回懇談会
	2月13日	第4回懇談会
	3月	第5回懇談会(郵送による意見聴取に換える)

【表1 回収状況】

割 当 標 本 数	有効回収 調査票数	有 効 回収率(%)
2500	1355	54.2

※この報告書をみる際の留意点

1. 小数点第2位以下を四捨五入しているために合計した数値が100%にならない場合があります。
2. 男性の数と女性を合計すると全体数より1名足りませんが、これは性別が無回答の方をはずしているためです。

1. 女性問題

差別の「見えにくさ」を見つめてこそ

毎日新聞学芸部記者 畑 律江

「日本の女性は十分に強くなった」「もう女だ男だという時代ではない」といった表現をよく聞くようになりました。確かに女性の社会進出は次第に進み、国際女性年（一九七五年）以降、女性総裁も推進され、女性を取り巻く法制度の改革も行われてきました。

しかし政治・経済などの意思決定の場への女性の参画の少なさ、高齢化社会における中高年女性の貧み、女子学生の就職難、育児や介護労働の厳しさ、性暴力の問題など、女性をめぐる困難な状況は今なお続いており、ここ数年は女性運動に対する「バックラッシュ（逆襲）」現象も見られます。女性の生き方の選択肢はさほど広がっていないにもかかわらず、「女性に自由だ」というイメージだけが一人歩きしている印象も否めません。

今回の調査では、男女別のクロス集計も行われています。ここでは男女の回答の差にも留意しながら、女性問題に対する市民の意識をみてみましょう。

●差別の認識の男女差

問1—キで、「どんな社会でも差別はつきものだ」という意見に「そう思う」と回答した人は男性40%、女性48%と、女性の方が高くなっています。しかし、これが「わがこと」となると少し反応が違ってきます。問2で、自分の人権が侵害されたと思われることがあるかどうか尋ねていますが、「ないと思う」人は男性61%、女性60%とあまり変わりません。女性の方が差別社会を認識している度合いが高いのは、男性から差別を受けているという日常の被差別感からと推測されますが、いざ個別の生活の中の人権侵害とは何か、となると自分では指摘しにくい。女性は、現実の家庭や職場で自分が受けている差別を、人権侵害の枠ではとらえていない側面があるのかも知れません。

問6をみると、女性差別の要因が「差別される側にあると思う」人は8%で、「同種地区出身の人」（15%）「在日韓国・朝鮮人」（10%）より少なく、「障害」者（7%）に近い数字になっています。差別される側に差別の要因があるとする「責任転嫁派」は、女性問題については少ないようです。ただ差別する側、差別される側の「どちらとも言えない」とする人が19%で、他より高いのが特徴的です。

「女性」が脅として差別されていると考える時、差別者は脅としての「男性」になりますが、個別的な日常生活の中では、差別される側とする側が「愛情」を持って結びつき、家庭を築いていることとなります。実はこれが、女性問題の抱える難しさなのです。たとえ女性がどんなに男性の暴力に耐えていようと、それが一つの愛情の形と意識されていることさえあります。また「男性にも問題はあるが、女性の自覚も足りないからだ」という表現で、差別の原因があまりに拡散されていく危険性が常につきまといまいます。女性問題への取り組みは、時に私的空間における愛情や性のあり方に切りこまねばならないのだということも、はっきりと認識しておく必要があります。

●変化する役割分担意識

問一7は、役割分担意識についての設問です。昔ながらの「男は仕事、女は家庭に」という考え方に「同感しない」派が54%で「同感」派(40%)を上回り、過半数を占めました。性別では、やはり女性の「同感しない」派(60%)が男性の「同感しない」派(46%)を大きく上回り、男女の意識の差がくつきり出ています。

年齢別では五〇代以上に「同感派」が多いのですが、四〇代の「同感しない」派は60%と、二〇代、三〇代を上回っているのが注目されます。子育てがひと段落し、新たな出立を求める年代だからかも知れません。再就職したり、パートとして働き始める女性が多いのもこの世代です。しかし、ここで出てくるのが「男は仕事、女は家庭と仕事」という「新・性別役割分業」です。家事と家計補助のための雇用労働の両方に追われる主婦層は「日本型パートタイマー」の中核になっており、その労働条件の悪さ、身分の不安定さが問題になっています。さすがに「男は仕事、女は家庭」と単純に考える人は減っているようですが、この新たな女性の二重負担の構造を見逃すわけにはいきません。

●変化する結婚観

問一8では、結婚に対する意識を問いました。五つの回答は「一人立ち(自立)できるのであれば、あえて結婚しなくてよい」(30%)でした。

1972年、79年、84年の「婦人に関する意識調査」(総理府)によれば、「あえて結婚しなくても」と考える女性は13%、23%、24%と次第に増えています。今回の調査結果をみると、女性ではそれを上回る36%。結婚観はかなり変わってきました。これに対し男性は「精神的にも経済的にも安定する」という人が最も多い(32%)ですが、それでも21%の人が「あえて結婚しなくても」と考えるようになっています。日本人は「結婚好き」と言われ、「あなた本人は」と問えば「一度は結婚したい」と答える人がほとんどのようですが、問一8の結果は、少なくとも他者の生き方に対する許容範囲が広がったことを示しています。

問一9では「夫婦別姓」について聞きました。「同姓」派が55%ですが、「別姓選択制」派も43%で、拮抗してきています。同姓が家族の一体感につながるかと考えると当然として多いようですが、「夫婦別姓」も、かなり市民権を得てきたようです。ことに女性では「別姓選択制」(47%)「別姓」(2%)が合計で半数近くを占めています。また、結婚を身近に考えている二十代後半から三十代の層で57%、53%と半数以上が「別姓選択制」派となっているのが注目されます。

現在では結婚したカップルは98%が夫の姓を選びます。そのために社会生活や親族との付き合い、精神面などで不利益を感じている女性が多いことが、夫婦別姓の要求につながりました。九六年二月、法制審議会が答申した民法改正案には選択的夫婦別姓が入りましたが、この案では婚姻届を出す時に子供をどちらの姓にするか決めねばなりません。現在の関係では子供はほとんど夫の姓となると予想され、婚姻届と出産がセットで考えられている点にも疑問が持たれています。民法の今後には注目していきたいものです。

●根強い職場での不平等

問一10では、男女の平等意識がどの生活分野で実現していると感じているかを尋ねています。「十分、またはある程度平等」と感じている人が多いのは、「学校教育」(65%)と「家庭生活」(53%)。そして「法律や制度」(39%)が弱く、**「社会通念・習慣」「賃金・定年等労働条件」「雇用機会や昇進」となる不平等感の方が強く**なり、「あまり、あるいは全く平等になっていない」と考える層が、それぞれ73%、76%、77%にも達しています。

当然ながら全項目で女性の方の不平等感が強くなっていますが、ことに「家庭生活」に不平等を感じている女性は50%、男性は30%と、男女の意識に最も大きな差があります。男性の側が「わが家は男女平等」と納得していても、女性は足元の現実に基づいているのです。ただし職場については、さすがにかなりの男性が女性への不平等を認識しています。昨今の女性の就労難、失業、臨時・パート職の待遇の悪さなどを目の当たりにしているからでしょう。男女雇用機会均等法が施行されて十年になろうとするのに、これには余りにも寂しい結果ではないでしょうか。

●見つめたい「あきらめ」の背景

問一11で、職場の制度や慣行に対する意識を聞いています。「よくない」と答えた人が最も多かったのは「デュエットを強いる」で、55%。これはいわゆるセクシュアル・ハラメントですが、「よくない」と答えた男性の比率(59%)が女性(52%)より高くなっています。他の項目より目につきやすい行為なのでしょう。

他の項目では3割から4割程度の人が「よくない」と答えています。が、「やむを得ない」としている人がそれ以上に多く、4割から5割程度を占めます。また「デュエット」と「女性のお茶汲み」を「やむを得ない」とあきらめている女性の比率が、男性を上回っています。気になるのは、こうした「あきらめ」です。また「男女の仕事内容が違う」とを男性の24%が「当然」としていますが、この「当然」の根拠とは、一体何でしょう。

かなりの体力・精神力を使う仕事でも、「女性職」だからというだけで低賃金に抑えられている職種が少なくありません。また、女性が仕事を続けにくい大きな理由は「男性にしかできない仕事だから」ではなく、家事・育児・介護のため、というケースが多いのです。コース別雇用管理において、ほとんどの女性が「補助職」を選び男性が「総合職」を運ぶのも、この家庭責任の問題を抜きにしては考えられません。

日本が95年に批准したILO(国際労働機関)の「家庭責任条約」は、男女は家庭に對して共に責任を持つとし、家庭責任を有する男女を職場で不利に扱ってはならないとしています。逆に、過労死するほど職場に縛られる男性の生き方も問題になっています。先進諸国では、妻を扶養者として従えた男子労働者は、もはや労働者の標準モデルとはならなくなってきました。一人の人間が自分を養うだけの経済を持つこと、そして働く権利を保障されることは、自立の大切な前提なのです。今こそあらゆる面で「あきらめ」の背景を改めて問い直し、新しい社会を創造する姿勢が必要です。

2. 「障害」者問題

人権問題市民意識調査にかかわって

南大阪社会福祉専門学校専任講師、関西学院大学非常勤講師 横須賀俊司

本調査は1989年に実施されたものと同様の調査である。前回は部落問題を中心に調査項目が設定されていたが、今回は女性、「障害者」、在日朝鮮人に関する項目も増設された。これは部落問題のみならず、他の人権問題に対する認識の広がりや影響しているといえる。しかし、増設数をみてもわかり、他の問題が付け足し程度になっている印象は免れない。もちろん、全く実施しないよりも、少しでも実施することの方が意義のあることは事実であろう。その意義をさらに深めていくには他の人権問題の項目を部落問題と同等の数に増やしていくことが求められるのである。ところが、そのような設問数が少ない数になってしまっている。設問数が多すぎると回答者の正確な意識の把握が困難になるため、それぞれ別個に行うことが有効である。それぞれ独立した調査を実施することによって、各問題に対する市民の意識がさらに明確になると考えられる。明確な調査結果を把握することで、各問題の対策も立案しやすくなるのである。財政問題とも大きくかかわるが、今後、大東市に課せられた大きな課題として、次回にはぜひ実施されることを望みたい。

さて調査までのプロセスであるが、大東市人権啓発部人権啓発課と日本統計調査株式会社が草案をつくり、それをわれわれ懇談会委員とともに検討するというものであった。その中で感じたいくつかの問題点についてあげてみよう。まず、調査の目的がわかりにくかった。もちろん、市民の意識がどのようなものかを把握するということは容易に理解できた。しかし、限られた項目数の中で、何を明らかにしようとしたのかかわりにくかった。そのため、「障害者」について主に担当したが、質問数は5つであった。それにもかかわらず、暮らし方、雇用、教育、「障害者」問題の要因と幅広いテーマがそれぞれ1つの項目とされた(雇用のみ2つ)。これではごくごく表面的な意識しか把握することはできない。1つのテーマに絞って、それを深めていった方が有効であったと思われる。何回かそれを主張したが、結局取り入れられなかったことは残念であった。そのやり取りを通して、感じたことは始めに施業ありきであった。つまり、すでにイメージされた施業を展開するうえで、やりやすい結果を求めているにすぎないのではないかとということである。これが形推であってほしいと願うが、どうもその印象を拭えないのである。しかし、項目設定について最終的に妥協してしまっただけ私もおおおいに反省しなければならぬ。

調査を実施するうえで最も重要とされるのは調査項目をいかにして設定するかである。この善し悪しによって調査が決まるといっても過言ではないのである。しかし、調査項目の設定において再考すべき点がいくつかあったと思われ。まず、横並び意識の抑制から解放されることである。近隣の市も同様の調査をしているため、それらと同じ調査項

目を設定しようとする傾向があったことは否めない。もちろん、良質の調査項目であれば、それを活用すればよい。しかし、ただ単に近隣の市が設定しているからという理由で項目を選ぶべきではない。調査の目的があり、それを検証する、あるいは実証するためにのみ調査項目は選択、設定されなくてはならない。そうでなければ市民意識の実態を把握することが困難になってしまう。これは社会調査の「いろは」である。

また、バイアスのかかった項目が少なからずみつけられた。つまり、回答を誘導してしまふ可能性の高い項目がはいっていたということである。例えば、「障害者」の雇用に対する意識の項目を取り上げてみよう。その設問に「法律により障害者の雇用が義務づけられていますか」という文言を入れているか、いまいかによって影響がある。これであると、雇用が義務づけられているのだから、「障害者」を雇用しないのはおかしいという判断に導いてしまうのである。この結果に、信頼性、妥当性が乏しいことはいまうまでもない。委員会において当然指摘をしたが、スムーズにはすすまなかったという記憶がある。仮にも社会調査法(横並び)には社会福祉調査法であるが)について多少学んできた者として、やはり調査を実施する手続きは、少なくとも自分の知る範囲で、正確を期したいと考えるのは当然である。結果的には私の主張が取り入れられたことは幸いであった。ただし、私も見過ごしてしまっただけ箇所がいくつもあり、その点が悔やまれる。

市民の意識がどのようなものであったかは調査結果の報告書を一読すれば明確であるが、私の感想を交えて述べてみよう。5つという少ない項目全般にわたって、おおむね良好な結果が得られたといえる。つまり、「障害者」も地域社会において生活を送り、統合教育を受け、社会参加していくことが望ましいとされ、「障害者」問題の発生原因はその個人にあるのではなく、社会にあるという認識が広まっているといえるのである。

1981年の国際障害者年以來、「障害者」についての理念が転換され、それまでに比べて「障害者」に対する施策が大きく進んだ。特に理念の転換は大きな影響をもたらしたといえる。それまでは「障害者」を一所に集めて、すなわち隔離して手足が動くようになるとがよしとされていた。それは「障害者」問題の発生原因が「障害者」個人にあると考えられていたからである。しかし、欧米諸国から「ノーマライゼーション」「自立生活」「完全参加と平等」といった理念が国に伝わったことで正反対ともいえる価値観が導入された。すなわち、「障害者」も社会に統合され、社会参加を行い、それを実現するためには社会環境を改善する必要があるという考えが登場したのである。このような社会的背景があったことの意味は大きい。この社会的背景のもと、新たな価値観が浸透してきているのであろう。ただし、内面的ではなく、外在的な要因により価値の転換が起こったという事実には少々不満が残るものの、結果としては好ましいものとなった。

私がこの調査結果の中からも注目するのは、「障害者」とどのような関係にあるかという項目と「障害者」に関する設問とのクロス集計である。すべての設問において、「障害者」との関係が親密になるにつれて良好な回答する割合が増加している。この結果は今後の政策を検討するうえで非常に重要である。人権教育と称して「障害者」差別の美観、理念などが教育されている。これは知識の提供が主たる方法である。それはそれと効果のあることである。これに加えて、「障害者」といかにして親密な関係を形成することができるかが重要な課題となっているといえるのである。そのためには「障害者」と

3. 在日韓国・朝鮮人問題

KMJ 研究センター 李福美 (イボンミ)

●はじめに●

この大京市の人権問題に関する市民意識調査が、実施された1995年は、戦後50年目にあたります。戦後半世紀が経過したにもかかわらず、日本国内の旧植民地出身者である、在日韓国・朝鮮人一世はもとより、アジアの人々から戦後補償を求めめる声があがっているのは何を意味するのでしょうか？ 今だに、あの侵略戦争が被害者の立場からは終わっておらず、清算がなされていないということ、加害者の側であった日本社会はどれだけ認識しているのでしょうか。

今回の意識調査では、直接に歴史観についての設問は設けていませんが、歴史的経過の中で日本人と共にこの社会でくらししている、在日韓国・朝鮮人に対する人権意識の結果はその一つの指標になるものと考えます。

●認識されにくい「在日韓国・朝鮮人の存在」

在日韓国・朝鮮人との人間関係では、全体では4割強(43%)の人たちが、「まったくつきあいが無い」と答えています。10代では6割近くにもなります。

在日韓国・朝鮮人社会では世代交代が進み、現在、日本生まれ日本育ちの二世三世がその中心となり、すでに四世五世の誕生をみまらにいたっています。日本語が現実には母語であり、ほとんどの人が名前も日本名をのり、日本の学校に通い、残念ながら、社会生活において民族を明らからしていないのが現状です。民族を隠して、日本人のごとく生きることで、差別から身を守ろうとしているのです。そのことは裏返せば、日本人にとっては、彼・彼女が在日韓国・朝鮮人であるということがわからないということです。また、「帰化」や国際結婚などで、日本国籍を持つ韓国・朝鮮人も、年々増加しており、よりその存在が認識されにくくなっています。

私自身も、かなり親しい友人にも在日韓国・朝鮮人であるということは言えなかった経験をもっており、付き合いがないと答えた人たちの中にも、実はすぐ身近に在日韓国・朝鮮人がいる、あるいは、いたという可能性は高いと思われます。

●約8割の人が差別するべきではないというけれど●

次に、差別の要因については約1割が在日韓国・朝鮮人当事者であると回答しています。在日韓国・朝鮮人問題が存在するに至った戦前の植民地支配などの歴史的背景や実態などについて、当事者に責任があると答えた人たちはどのように認識しているのか、疑問です。

在日韓国・朝鮮人問題の基本認識としては、「民族や国籍が異なっているも差別的な扱いをすべきでない」と答えた人は、全体で約8割(77%)とかなり高いスコアです。一方で、排外的な意見である「差別的な扱いがいやなら母国に帰ればよい」と回答した人と、国籍による差別を是認すると同時に、日本人に同化させることで解決をはかるうとする「日本国籍を取得すれば差別的な扱いはなくなる」と答えた人が、共に約1割いま

頻繁に接する場を提供していくことが求められる。施設に隔離収容するのではなく、「障害者」の生まれ育った地域において生活を送れるようになれば、近隣住民と自然に接触することが出来る。保育園、幼稚園をはじめとした学校は子供が大半の時間を過ごす場である。ここにも「障害者」がいれば、当然接点ができる。その際、養護学級に「障害児」をいれるよりも普通学級に「障害児」をいれるほうが、もっと交流ができる。したがって、養護学級よりも普通学級に「障害児」をいれる手立てを考へるべきである。就労の場にも「障害者」の同僚がいれば、必然的に同じ時間と空間を共有することになる。このようにさまざまな場で「障害者」が存在していれば、親密に接する機会が増大することは間違いない。接することで今までの「障害者」に対するイメージが歪んだものであったかを自然に学んでいくことである。

「障害者」と接することについては私は1つの仮説をもっている。それは、子供のうちから「障害者」と接する方が、大人になって初めて「障害者」と接するよりは、スムーズに価値転換をすることができるといふものである。大人の方が固定的な価値に囚われている場合が多いので、このような仮説を考へているのである。したがって、私は子供が多く生活する時間、空間に「障害者」が存在している状況をつくることの方が大切であると思うのである。これについては別個に調査をし、それが妥当であるという結果を得る必要があるかもしれないが、このようなことを大京市に望む次第である。

す。年齢別では、50歳代で「母国に帰ればよい」が14%、「日本国籍をとればよい」が12%で4人に1人の人が、60歳以上ではそれぞれ19%と16%で、実に3人に1人ぐらゐの割合で回答しています。戦争を体験した人たちはほど、戦争の悲惨さについて身をもっているはずなのですが、非外意識とその一方で同化を求める傾向が強いのは、やはり、加害者の側としての総括反省がされていないということでしょう。

「日本に住む外国人は日本の文化や生活習慣に順応し、日本と同じような生活をすべきだ」という国際化についての意識を問う質問では、「あまりそう思わない」、「まったくそうは思わない」というそれぞれの民族や国のちがいを認めようとする意見は45%で半数に足りない数字です。その一方で同化主義的な考え方である、「まさにそう思う」、「まあそう思う」と回答した人は計26%で4人に1人の割合です。この質問に対しては、60歳以上の人は41%の人が同化主義的な意見をもち、高い数字を示めています。逆に10代では異なる文化をうけいれようとする考え方は、半数以上になっていきます。また、「どちらともいえない」と回答した人が29%も存在していますが、気になるところです。

というのも、差別的な意見をすべきでないというのは、全く日本人と同じように扱うことではなく、在日韓国・朝鮮人の持つ日本人とはちがう民族的なものを認めてこそ実現するからです。約8割の人が民族や国籍がことなっても差別的な扱いをすべきでないと思えている一方で、多文化共生的な考え方を答えた人は半数に足りていないからです。たとえば、就職を例にしてとりあげれば、民族名ではなく、日本名をなのなら採用するといったことです。

ですから、8割近くの人たちが差別的な扱いをすべきでないと思えながらも、その意識の内容については疑問を感じざるを得ません。

●身近な問題で差別を容認する傾向が

そのことは、居住差別、結婚については明らかに差別的であるにもかかわらず、「差別だ」と答えた人は56%、「差別でない」が19%と約2割、「どちらともいえない」が23%と2割強です。約8割の人が民族や国籍が異なっても差別してはいけないと思えながらも、このような民族や国籍を理由にした差別行為に対して差別だと認識する人が約6割弱になっています。

また、結婚についても「二人の意志にまかせよう」という回答が8割弱になってもいいはずですが、しかし、実際には56%の人しか「二人の意思にまかせよう」と答えていません。「反対する」とはつきりと答えた人が10%、「日本に帰化をさせるなら結婚を許す」と答えた人が7%で、なんらかの形で反対すると答えた人が約17%になります。それから「答えたい」と答えた26%の人も消極的な反対に近い意見だと思われまます。近年在日韓国・朝鮮人の婚姻件数の約8割が日本人との結婚ですが、何らかの形で反対を受けたという話は少なくありません。8割が日本人と結婚しているという数字は、困難を乗り越えた結果のようです。

次に定住外国人の地方公務員採用問題について考えてみます。「能力のある人を採用すべ

き」49%、次に「地方行政は在日外国人の生活に密着しているので、外国人も採用すべき」24%、「色々な考えがいかされるのでよい」とする意見が17%です。「外国人も日本文化へ順応すべきである」という問に、「そう思う」と答えた同化を求める傾向の人たちより、やはり「そう思わない」と答えた人たちが、約10ポイントほど外国人の採用に肯定的な意見が高くなっています。逆に「かたよった行政運営になる」、「日本人の就職口が減る」、「日本国籍を取った上で採用」との外国人の採用に否定的な回答は、逆に同化を求める傾向の強い人たちが、それぞれ約倍以上の回答になっていきます。また、差別の原因を社会にあるとした人ほど、公務員採用に肯定的な回答が全体よりも高いポイントになっています。ここでも60歳以上の人の37%が「日本国籍を取ってから採用」としており、国籍にたいするこだわりの強さがみられます。

参政権については、「定住者にはすべての賛成権を認める」が約5割（49%）、「地方レベルについては認める」が17%で、約66%の人が何らかの形で参政権を認めるべきとしており、私が想像していた結果より、肯定的な意見が高いスコアーであることがまじりました。入居問題や結婚問題の結果よりもむしろ人権意識としては高い結果になっています。これは入居問題や結婚問題は具体的な自分もかわる可能性のある生活上の問題であり、参政権は直接的な利害関係が生じる個人と個人のレベルの問題ではないからかもしれません。いずれにしても、3代4代にわたって定住しながら、自らが住む地域の自治に自ら意見を反映する手段として参政権が認められなければならないというのは、疑問です。まして在日韓・朝鮮人の歴史的背景を考えればなおさらです。

●おわりに

今回の意識調査を通じて一番強く感じたのは、8割近くの人たちが国籍や民族で差別すべきでないと思えながらも、その一方で4人に1人の人が日本に住む外国人は日本の文化や生活に順応したほうがいいと思えたと答えたそのギャップです。改めて日本の閉鎖性を強く感じました。国際化と呼ばれる中で、多文化共生社会の実現が求められているということをもっと認識すべきではないでしょうか。「ちがいがいい」を排除するのではなく「ゆたかさ」ととらえることは、日本社会にとってもプラスになるはずですが、

また、建前では差別はいいくないとしても、結婚なども、結婚などの具体的な生活の場面では、まだまだ差別意識が根強い点にも、部落問題でもそうですが、解決のむずかしさを感じました。

最後に、高齢者に排外的な意識や同化を求める傾向が強いということです。日本は敗戦という形で戦争の終結を迎えたのですが、結局は加害者、侵略者としての清算をしないまま、戦後五〇年歩んできたのではないのでしょうか？また若い世代にも正しい歴史観が引き継がれていくことがないかぎり、在日韓国・朝鮮人に対する差別意識はなくなりません。そのためには啓発活動の機会と内容の充実がますます必要になると考えます。

4. 同和問題

部落差別意識の現状と課題

花園大学文学部教授 八木晃介

1. 責任回避の動向

差別とは、差別する側が自己の利益のために、現実上または架空上の差異に普遍的・決定的な価値づけをすることであり、ゆえに、部落差別に限らず、すべての差別の責任（原因）はあげて差別する側に帰属すること、いさまたらいうまでもない。このことこそ差別問題を考察する際の根本的な認識でなければならぬが、今回の調査結果をみる限り、市民は必ずしもそうした基本認識を獲得しているとはいえないようである。ことに部落差別の領域ではこの傾向が顕著であり、回答者の15%が差別の責任（原因）を被差別の側（「同和」地区出身者＝被差別部落出身者）に求めているのであり、「どちらともいえない」を含めると、回答者の3人に1人がこうした差別認識の原点からなお遠いところに位置していることが分かった。

差別の責任（原因）を仮に被差別者自身に求める方針を採用するならば、人々は差別問題と直面を回避することができる。こうした問題への自己の消極的態度に關するうしろめたさ、やましきからも免れることができる。こうした姿勢は「同和」地区や「同和」問題への市民感情（それらに対する印象操作）の中にも色濃く反映されていた。

たとえば、「<同和>地区の人には「差別、差別」といって、被害意識が強すぎると思う」とや「<同和>地区の人は、行政面でいろいろと優遇され、甘えていると思う」といった選好は44%の回答者によって支持されていた。ただし、ここでの設問についてもっとも高頻度の回答が寄せられたのは「自分ではどうしようもない問題だが、自分は差別しないようにしたい」（53%）であったが、しかし、この選好を支持した回答者の40%以上が、やはり「被害意識が強い」および「甘えている」を同時選択していたのであり、こうした印象操作が市民の部落問題についての見解の基調を形づくっている事実も疑いようもない。また、差別の責任（原因）を被差別の側に求める回答者ほどこのような印象をもつ傾向が強いことも実証された。

部落問題の解決にむけての市民意識の希薄状況についても、同様の問題傾向を見出すことができる。もっとも高率に選択されたのは「国民が同和問題に正しい理解をもち、同和問題解決のために努力する」（38%）であったが、第2位には「部落分散論」（同和地区の人がかまわずに住まないで、分散して住むようにする）、あるいは「産た子を起こすな論」＝自然解消論（そつとしておけば、自然に差別はなくなる）、あるいは「産た子を起こすな論」＝自然解消論（そつとしておけば、自然に差別はなくなる）が各25%ほども選択されていたのである。「部落分散論」や「産た子を起こすな論」が問題解決の道筋を展望させるものでないことはいまさらいうまでもないが、では選好第1位の「国民的理解・国民の努力論」が文字どおりのプラス志向を具現しているかといえば、それは楽天的にもなれないのである。なぜなら、差別の責任（原因）を被差別者の側に求める人の15%は「国民的理解・努力論」を支持しており、また、この点について「どちらともいえない」と回答した人の34%がやはり「国民的理解・努力論」を支持していた事実があるからである。さらに「部落差別はなくなるなら」「国民的理解・努力論」の25%も同様に「国民的理解・努力論」を支持していた。すなわち、「国民的理解・努力論」の「国民」は必ずしも回答者本人を意味しているわけではなく、いかなれば市民の少なからぬ層が総論賛成各論反対（ホンネとタマエの使い分け）のスタンスを選択していることが推定されるのである。

2. ホンネ・タマエの乖離状況

部落差別に係わって最後まで残る問題は、多くの人々がすでに指摘しているように、結婚問題であろう。また、部落問題に対してホンネ・タマエが鮮明に分裂してしまふ領域であるといえる。未婚者（若年層がその大部分を占める）ではさすがに、「同和」地区出身者との恋愛結婚に際して「自分の意志を貫いて結婚する」と回答した人が70%近くに達したが、自分の子どもの結婚については既婚者の態度を問うた設問においては「子どもの意志を尊重する」としたのは37%にとどまり、それを上まわらぬ41%の回答者が積極的ないし消極的に否定的な意向を表明したのである。しかも、「子どもの意志を尊重する」を選択した回答者は89年調査時点よりも4ポイントほど減少していたのである。

同様に、ホンネとタマエが分離しやすい局面は、実際に差別を現認した時にどのような態度を選択するか、である。差別の見聞体験は、この間の部落差別の潜在化を反映して89年時点よりもポイント減少して23%に止まるが、差別を現認した人の58%が「なにもせず、見過ごした」と答え、20%が「おぼえていない」と答えていた。市民の8割ちかくは仮に他者の差別行動を身近に経験しても、具体的な「国民的理解・努力論」を支持していることのないのであり、そのような人々の少なからぬ部分が「国民的理解・努力論」を支持していることの意味をやはりよく考える必要があるだろう、その場合の「国民」とは誰なのか、＜理解＞とは何なのか、＜努力＞とはどうすることなのか、と。

3. 正負両面の意識傾向

市民が部落問題についてこうした意識傾向を示すについては、もちろん、それなりの社会的・歴史的な背景があることを理解する必要があるだろう。被差別部落についての伝統的な意識（たとえば、「閉鎖的だ」「貧しい」「こわい」「こわい」など）がかなり遠景に退き、6年前の調査に比しても減少傾向にあるのは、この間の行政的、教育的、運動的な取り組みの成果として評価しうるのだが、こうした成果が血肉にも「被害意識が強い」「甘えている」といった新たな意識傾向を生み出したといってもあながち過言ではないと思われる。「同和」行政や「同和」教育のあり方、さらには部落解放運動の現状に対する市民の複雑な印象を、単純に差別傾向を含むものと捉えては短絡にすぎざるだろう。この点については早計にすぎようが、私のこれまでの分析・ヒストリーを含む詳細な研究を抜きに議論しては早計にすぎようが、私のこれまでの分析経緯を踏まえていえば、こうした市民意識の内実には正負両面の意味が込められていると言えそうである。より明確にいえば、こうした一見後ろ向きな意識傾向の中には、少なくとも部分的には行政・教育・運動への正当な批判が含まれていて、場合によっては忘れてはならないことである。

行政、運動についての直接的な印象を質問する設問はなかったが、「同和」教育については教員準備されていた。部落問題についての情報入手経路としては、「学校の授業で教わった」が32%と最も多く、89年調査時よりも10ポイント増加していた。一方、「父母から聞いた」「近所の人が聞いた」「親戚の人から聞いた」などはいずれも減少していた。一般的に言って、「父母」「近所」「親戚」といったインフォーマルな情報メディアは差別的な内容を含有する可能性が大きく、その点からみれば、「学校」というメディア回路を経た情報入手が増加していることは歓迎すべきことであるといえる。問題は、市民がこの学校「同和」教育の現状をどう認識しているかにある。「同和」教育への無条件賛成派は18%でしかなく、反対

5. 今後の啓発課題

社会啓発活動の現状と課題

花園大学文学部教授 八木晃介

1. 社会啓発の形骸化とく3タ主義

反差別の課題、とりわけ部落差別問題にかかわる社会教育 (adult education) が「社会啓発」と呼び扱われようになつて久しい。いうまでもなく反差別にかかわる学習には(1)被差別者の自己解放をめざした学習(2)被差別者以外の人々による差別問題に関する学習というように、大別二類型が存在するが、もちろん、本調査においては後者に問題関心が焦点づけられた。

差別問題 (わけても部落問題) に関する社会啓発は、この間、大いに活況を呈しているかに見える。実際、この領域にかかわる社会啓発は、部落解放運動をベースまたはバックグラウンドとした成人学習活動として、量的にみて他のすべての領域をはるかに凌駕しているといつても言い過ぎではない。しかし、その内実に視点を定めれば、その量的な発展とは裏腹に、質的にはかなり深刻な問題状況を深化させているのが現状であつて、俗にいうく3タ主義といふ言葉によつて一般化されるような退行現象が進みつつあることも否定することができないのである。すなわち、勤労方式による義理厄介型の参加者のタテマエ、薄暗く陰鬱な場の空気がもたらすタテマエ、差別問題をわがこととしては捉えないタニンゴト——、こうした形骸化が現今の社会啓発の場を埋め尽くしているという次第なのである。社会教育・生涯学習の総体としての陥穽 (或人の体制内化をうながすが社会化) を突撃しうる契機たりうることが期待された反差別にかかわる「社会啓発」の質的な衰退の背景には、別項 (部落差別意識の現状と課題) で指摘したような(1)部落問題それ自体の状況的変動(2)量的拡大を中心課題に設定してきた部落解放運動(3)運動の要請への行政的追従、等々の問題が續々とわかつていることは疑いえないが、さらに重要な問題としては「社会啓発」が直接的なアプローチ対象とする差別意識論それ自体の衰退を同時に指摘しないではいられない。特に、東西冷戦構造の崩壊とそれに伴う社会主義思想の衰退がもつ意味は大きく、いまだ誰もそれにとつてかわる理論体系を打ち出せないでいるのである。

2. 啓発への意識・態度傾向

大東市民は人権問題の学習について、どの程度の意欲をもっているのだろうか。調査では「あなたは、今後、人権問題の学習をしようと思いませんか?」との設問によつて、市民の学習意欲を測定しようとしたが、その回答状況は非常に低調であつた。学習に意欲を示したのは18%にしかすぎず、「関心はない」24%、「人権問題は十分に理解している」46%、「関心がないので、学習する気持ちはない」9%と、80%までの市民が学習意欲はないという、まったくもつてつれのない回答を返してきたのであつた。

社会啓発 (人権教育) を進めようとする側にとつては、非常に意気消沈させられてしまうような回答状況であるが、しかし、ここには少なくとも二つの問題があるように思われる。第一は、市民の人権学習についての誤解という問題であり、第二は、市民にそのように誤解させてしまう従来の啓発のあり方が含んでいる問題である。

派・不必要派が33%、また、「同和」教育の必要性を認めつつも「現在の進め方では問題があると思う」とした回答者が23%に達していた。実際、現行の「同和」教育においては、多くの場合、教員がたいマンネリズムと形骸化が進行している事実があり、「同和」教育についての市民意識の動向を単なる消極的姿勢の具現としてとらえるだけでは、問題解決の方策を見誤ることにもなりかねないものである。「同和」教育についてのこうした意識状況を、単に「同和」教育それ自体についてのみの市民の意識動向として把握するだけでは不十分であり、多少とも部落問題総体へのそのありようを反映していると理解する必要があると思われ。

4. 総括と展望

部落問題についての市民意識の表情は、悪化しているとはいえないまでも、改善しているとはいえない現実の中にある。よく言われるように、問題のハード面 (意識面) に改善された。従来の部落解放理論でいえば、それに照応してソフト面 (意識面を含む) も改善されるはずであつた。しかし、見てのとおり、現実はそのようにはあまいものではない。それは単にハードとソフトの不照応を意味するだけでなく、ハード面の改善が市民意識に逆動的に作用したとも思われる新たに複雑な機軸をも含んでいる。すなわち、部落問題についての市民意識は、いまなお全体として停滞的なのだが、それは必ずしも市民だけを批判・非難してすむ問題ではないのであり、従来の行政、教育、運動の全体的態様が要請される、そのような問題なのだと思われ。

(花園大学)

第一の問題についていえば、人権問題をタニンゴト（ヒトゴト）と了解してしまっている市民の誤解を問題にする必要がある。差別問題を考えるのは、「気の毒なアノヒトたちの解放のため」のではなく、「アノヒトたちを差別しないではいられない」といってしまっている。市民啓発の問題は、市民啓発の領域に押し込められてしまっている。市民は問題を自分自身から切り離してタニンゴトの領域に押し込められてしまっている。市民は守られるべきである。また、社会啓発の内実が多岐の場合、「差別してはならない」「人権は守られるべきである」といった一面的な規範の注入に終始してしまっただけである。人権啓発が自分自身の解放を目指すのではなく、個人具体的な差別問題に苦しいアノヒトたちの重荷を自分自身で背負うことにつながるという実感をもちたい。現に私自身、いくつかが啓発現場を調整者（調整者、助言者）として担当する中で、啓発参加者に問題をジブンゴトとしてとらえてもらうことに成功した事例をもっている。第二の問題も第一の問題に重なるが、こちらは主として啓発を進める行政の責任が大きい。とくに部落問題領域についていえば、市民意識の現状を無視したスネージュール消化の形式主義、部落問題の現状にも合致しなければ差別別部活の日常生生活実感にも合致しないような旧態依然たる学習内容、しかも運動体の要請に無批判に同調した動員主義など、市民を尻込みさせてしまうような取り組みが社会啓発の主流を形成してきたのではなかったか。

3. 市民の反応にみる可能性

人権問題の啓発活動の進め方について市民はどのような感想をもっているであろうか。もっとも多くの回答者が選択したのは「堅苦しくもないものにした方がよい」（35%）であった。また、市民は現行の社会啓発が確立している主要な雰囲気について熟知しているかのようである。実際に啓発活動に参加した人の51%、いかなる啓発活動にも参加したことのない人（全体の74%にのぼる）でも30%がこの選択肢にとびついているのである。啓発活動の未経験者がかなり高率にこの選択肢を選んでいるという点について、無責任な回答として処理できないわけではないが、私としてはむしろ、啓発活動の経験者であろうが、現行の社会啓発活動が生み出す陰鬱なトーンを市民がすでに常識化しているものと受け止めたのであろう。かくも市民の社会啓発への評価はワンパターンであるが、しかもその評価はあながち的外れでもない現実もあるわけなのである。

しかし、この点についての市民の意向の中には、今後の啓発の発展深化にとって意味ある反応も含まれていた。同じ設問に対して「く障者」者、在日韓国人、同和地区出身の人たちと交流できる種々の障者」という選択肢を選んだ回答者が21%存在した事実がそれ。被差別者に対してある種の違和感をもっているタイプの人であっても、否、そのような人であればあるほど、魅力的な被差別者と対面的な相互理解のやり直しを迫られるという面面的葛藤を自覚し、そこから自分自身の人間理解や問題理解のやり直しを迫られるという面面的には十分にあるのである。実際、一般的に言って、人間の意識というものは、その人間の日常生活世界における関係性（他者との相互作用）のモードの交換を通じてしか成立しないものなのである。この点は、本調査の他の設問からの交流関係の濃度と人権感覚のあり方をクロスさせてみたのだが、やはりこの両者には統計的に有意な相関性があったのである。

4. 啓発活動のモデル・チェンジにむけての若干の提言

まず、啓発主義の放棄が必要である。啓発主義の前提には、無知が差別の土壌だとする発想があるが、無知・有知と差別・反差別とは相対的に無関係である（医学的有知を代表する医師がハンセン病者やHIV患者に対していかに差別的であったことか）。無知・有知にこだわることではなく、前項に記したように人間関係パターンの丸ごとの組み替えにつながるような取り組みの発露が是非とも重要である。また、差別を何かの属性から帰納的に捉えようとするのではなく、いかなる差別もすべて社会的定義過程の産物であるということを明らかにする必要がある。誰がどのようにして一定の人々や集団を差別的に定義するのか（レッテルを貼るのか）、その際、どのような権力・権威関係が働くのか、といった点に焦点づけをした啓発が重要であろう。

差別を「あつてはならない」とする前提から出発するのではなく、いかに差別がいびつなものであるにしても、それは人間社会にとって本質的な関係であることを認めたい。啓発することでも重要だ。これは差別の宿命性を意味するものではない。いかなる差別も「なくす」のではなく、差別と「たたかう」ということをもって啓発の獲得目標に設定しなおすべきではないかということである。

啓発の形式面については、なるべく動員方式をさげることをめざしたい。そして、堅苦しい雰囲気を一掃するための工夫をこらしたいものである。冒頭に述べたように、アノヒトたちの解放のため（だけ）ではなく、アノヒトたちを差別しないではいられない哀れな自分自身の解放を考へる場として啓発機会が準備されるならば、かならず啓発は現状の陥穽を脱出でき、明るく楽しいものになると考えられる。